

第 38 回北九州市 PCB 処理監視会議

1 開催日時 平成 29 年 7 月 11 日（火）14：00 開始 16：00 終了

2 開催場所 若松市民会館 小ホール

3 会議次第

- (1) 北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況等について
- (2) 今後の安全かつ早期処理完了に向けた取組について

4 出席者

(1) 委員

| | | | |
|--------|----|-------|----|
| 浅岡 佐知夫 | 座長 | 内山 仁志 | 委員 |
| 大石 紀代子 | 委員 | 河井 一明 | 委員 |
| 清田 高德 | 委員 | 古柴 敏夫 | 委員 |
| 坂田 信子 | 委員 | 末松 正典 | 委員 |
| 高尾 俊春 | 委員 | 津田 潔 | 委員 |
| 成田 裕美子 | 委員 | 沼田 文子 | 委員 |
| 松永 裕己 | 委員 | 山口 隆広 | 委員 |

(2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

| | |
|--------------------|--------|
| 事業部長 | 吉口 進朗 |
| 事業部次長 | 足立 晃一 |
| 事業部上席調査役 | 高橋 亮介 |
| 営業部営業企画課長 | 福嶋 慶三 |
| 環境安全監査室 北九州環境安全監査職 | 吉田 春彦 |
| 北九州事業所長 | 安井 仁司 |
| 北九州事業所副所長 | 宗佐 和彦 |
| 北九州事業所副所長 | 津森 学 |
| 北九州事業所 所付 | 岳田 正徳 |
| 北九州事業所 総務課長 | 庄村 俊彦 |
| 北九州事業所 運転管理課長 | 大山 公人 |
| 北九州事業所 運転管理課 上席調査役 | 佐藤 淳 |
| 北九州事業所 営業課長 | 宮本 修治 |
| 北九州事業所 近畿・東海エリア分室長 | 小河原 正嗣 |
| 北九州事業所 シニアアドバイザー | 入江 隆司 |

(3) 関係行政機関

| | |
|--------------------|--------|
| 環境省大臣官房 産業廃棄物課長 | 中尾 豊 |
| 環境省大臣官房 産業廃棄物課長補佐 | 福井 和樹 |
| 北九州西労働基準監督署 安全衛生課長 | 高野 隆一郎 |
| 若松海上保安部 警備救難課長 | 鈴木 直之 |

北九州市

| | |
|-----------------|--------|
| 環境局長 | 近藤 晃 |
| 環境局環境監視部長 | 谷貝 雄三 |
| 産業廃棄物対策課長 | 佐々木 健志 |
| 若松区役所コミュニティ支援課長 | 西山 陽子 |
| 産業経済局水産振興係長 | 濱田 建一郎 |
| 消防局規制課危険物係長 | 塔迫 弘章 |

(4) 事務局（北九州市）

| | |
|----------------|------|
| 環境局環境監視部環境監視課長 | 宮金 満 |
|----------------|------|

5 議事概要

○事務局

定刻前ではございますけれども、委員の皆様おそろいでございますので、ただいまから第38回北九州市PCB処理監視会議を開会いたします。私は、北九州市環境局環境監視課長をしております宮金と申します。本日、進行を務めさせていただきます。

まず初めに、お手元配布資料をご確認でございます。第38回北九州市PCB処理監視会議、議事次第に記載している資料でございます。資料1-1から資料4-2まで、関係資料といたしまして、前回第37回会議議事録、委員名簿、PCB処理だよりの37号でございます。資料について、ご不足等ございましたら事務局までお申しつけください。過不足、ございませんでしょうか。

それでは、本日の監視会議委員の出席状況でございますけれども、大庭委員、梶原委員、郡山委員、古野委員、吉永委員におきましては、所用により、ご欠席でございます。本日は、委員14名のご出席でございます。

また、このたび嶋津委員からご退任の申し出がございまして、新たに公募にて高尾委員が、今回から委員としてご出席されてございます。高尾委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

○委員

高尾と申します。よろしく申し上げます。PCBとの関わりは、会社においてコンデンサーを2機ほど保管しておりましたので、保管責任者を始めた時からのPCBとの付き合いでございます。まだまだ、短い期間ではありましたが、PCBに関心を持つきっかけになったと思っております。今後とも、よろしく申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。それでは、開会に先立ちまして、北九州市環境局長の近藤より、一言ご挨拶申し上げます。

○北九州市

それでは、座ったままでご挨拶をさせていただきます。北九州市の環境局長の近藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から北九州 PCB 処理事業をはじめといたしまして、本市の環境行政に格別のご理解を賜っております。この場をお借りして、厚く御礼を申し上げたいと思います。また、本日はお忙しい中、PCB 処理監視会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。午前中は、事業所内への立入りも行っていたと伺っておりますが、長時間にわたり、大変ご苦勞をお掛けいたしますが、どうぞ処理監視会議のほうも、よろしくお願い申し上げます。

さて、北九州 PCB 処理事業におきましては、現在、JESCO・国・本市の三者が、それぞれの立場における役割からしっかりと安全対策に取り組まして、引き続き、処理の安全性の確保に努めているところでございます。

一方、処理の推進にあたりましては、JESCO・国・本市の他、関係自治体も含めた連携体系をより一層強化して、さまざまな処理促進策を講じているところでございます。北九州 PCB 処理事業エリアの処分期限は、全国で最も早く、期限内に確実に処理を完了すべく、関係者においてあらゆる努力を払うことが必要であると考えているところでございます。

本日の会議におきましては、処理施設の操業状況、あるいは、環境モニタリングの結果などのご報告に加えまして、今後の安全かつ、早期の処理完了に向けた取組につきまして、それぞれからご報告をさせていただきたいと考えております。

皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りたいと思っております。どうぞ最後まで、よろしくお願い申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。それでは、ここからの議事進行につきましては、座長にお願いしたいと思っております。座長、よろしくお願いいたします。

議題 1 北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況等について

○座長

それでは、本日の議事に入ります。まず、議題 1「北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況等について」、JESCO から説明をお願いいたします。

○JESCO

まず、資料 1-1「北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況等について」に基づきまして、この 6 か月間の操業を中心に、ご説明させていただきたいと思っております。座ったままで失礼いたします。

1 ページ目の上半分に、表 1 という形で状況をご説明させていただいております。ここで 1 点、ご説明させていただきたいのが、前回の 1

月までの会議では、ここが処理対象物の搬入状況・受入状況という形で、施設に持ち込んだ数をご報告させていただきましたが、今後は処理が終わった台数という形で、無害化が全部終わっているものをご報告させていただきたいと思っております。そのように変えてございます。ですので、「処理状況」とさせていただきます。

変圧器類・コンデンサー類・安定器及び汚染物等の3品目につきまして、もともとの北九州17県エリアまた、その後の地域間移動をする東京事業エリア・豊田事業エリア・大阪事業エリアという形で、それぞれ表記させていただいております。これは前回までと変わりません。

一番上は、変圧器の北九州事業エリア処理済の台数でございます。これが2,654台になってございます。この6か月間に47台増えてございます。処理対象の台数となるものは、前回から36台減っております。これは、私どもが処理対象物であろうと思われたものが、濃度が薄かったりするというので、対象物ではなかったということで、昨年のあるところでも約300台くらい、このところは減りましたけれども、今回は36台減ってございます。そういったこともありまして、処理率は93.6%となっておりますが、今回は96.9%、約97%までの進捗率となっております。

もう一つ、豊田事業エリアからの、新幹線の車載の変圧器でございます。こちらは62台まで処理を終えております。26台増えておりまして、32.4%だったのが55.9%に進捗してございます。

真ん中の段、コンデンサー類でございます。北九州事業エリアにつきまして、48,095台ということで、1,200台弱、6か月半で処理が進んでございます。処理率といたしまして、92.9%だったものが95%を超えたというところでございます。なお、コンデンサー類につきましては約60台程度、処理対象物が増えてございます。

東京事業エリアでございます。こちらは、7,000台のものを動かさせていただくということで書いてございますが、現在4,372台の処理を終えております。1,400台強、この6か月間で処理を終えておりまして、41%だったものが62.5%に進捗してございます。

安定器及び汚染物等でございます。北九州事業エリアは、2,882トンの処理を終えております。この6か月間で140トンくらい増えてございます。処理対象重量につきましては、この間、1年前のものから70トンくらい増えてございます。処理率といたしまして、91%くらいだったものが93%ということで処理が進んでございます。

豊田及び大阪は、豊田のものが、処理が478トン、100トン強増えております。大阪は408トンで150トン弱、この6か月間で処理が伸びたというところでございます。こちらにつきましては、約4,000トンという形のままでございますけれども、私どものほうに処理を委託される計画の登録重量というものも、ほぼほぼ今、4,000トンくらいに増えてきたというところでございます。処理率といたしまして、16%だったものが22%という形で進捗したというところでございます。1ページ目、下のほうの(1)(2)のところ、また次のページの(3)のところにつきまして

て、今申し上げましたような数字を説明させていただいております。

(4) のところは、私どもの事業所内で発生しております運転廃棄物の関係でございます。そのうちの高濃度 PCB 廃棄物になりますが、事業所間を移動させていただいての処理ということでございます。北九州で発生いたします粉末活性炭でございますが、東京事業所へ移送という形での処理予定でございますが、前回の監視会議でもご説明させていただきました、東京事業所のほうでトラブルがありまして、その関係で設備改造を、今年の5月～6月にかけて、定期点検の期間中に実施しております。7月から試運転という形で処理を開始しておりますが、その状況を見まして、今年の終り位から、また移送して処理をしようということで考えてございます。

大阪及び豊田事業所、これらの事業所内で発生いたします運転廃棄物でございます。こちらは昨年の6月から搬入を再開いたしております、プラズマでの処理を継続して進めているというところでございます。

その次、3ページ目以降、こちらはこれまでの会議の平仄（ひょうそく）と合わせております。3～4ページにかけましては、ここは受入状況です。年度ごと、また29年度になってからの分につきましては、4月、5月、6月の各月ごとのものを示させていただいております。

めくっていただきまして、5ページの処理状況につきましては、こちらは1ページ目の表で処理状況としたものと同じでございます。施設内で全て無害化が終わった台数に、今回から変更させていただいております。前回も同じ処理状況でございましたが、前回まではここは処理にかかった台数という形になっておりましたが、こちらもう処理が終わったものという形で、今後ご説明させていただきたいと思っております。ですので、過去の年度の台数も、処理が終わったものの台数に変更させていただいております。

6ページ目以降は、私どもの施設で処理をしたことによりまして発生いたします鉄ですとか銅、処理が終わった油、処理が終わった後の残渣物、分離しましたトリクロロベンゼン、含浸物、碍子、プラズマの処理で発生いたします固形物、スラグ、そういったものにつきまして、これまでご説明してきたとおり、各年度ごと、また29年度につきましては、各月ごとの実績の払出回数ならびに払出の物量という形で、一覧表で提示させていただいているというところでございます。

この6か月間でございますが、概況といたしまして大きなトラブルもなく、操業を長期に停止するといったことはなく、計画どおりに、ほぼ処理は進んだというようところでございました。

資料1-1につきましては、以上でございます。

○座長

続きまして、資料1-2「北九州 PCB 廃棄物処理施設の環境モニタリング結果について」、JESCO 及び北九州市から説明をお願いいたします。

○JESCO

引き続きまして私のほうから。JESCO で実施したモニタリング等の結果につきまして、資料 1-2 のところでご説明させていただきます。

1 ページ目の上のところが、JESCO でこの 6 か月間実施したモニタリング関係の結果を、概況という形でご説明させていただいております。

(1) が周辺環境のモニタリング結果でございます。大気につきまして、PCB、ダイオキシン類、ベンゼンの全ての項目につきまして、環境基準等に適合していたところがございます。また、水質、地下水、土壌、底質、生物につきまして、PCB、ダイオキシン類ともに環境基準等に適合していたところがございます。

(2) は排出源、建物から出てくるものとなります。排気中の PCB、ダイオキシン類、ベンゼン、硫酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじんの全ての項目につきまして、協定値等に適合しておりました。また、排水中の PCB、雨水中の PCB、ダイオキシン類につきまして、また、悪臭及び騒音につきまして基準に適合していたところがございます。

めくっていただきまして、3 ページ以降が詳細のデータとなっております。3 ページのところ、周辺環境の大気中の PCB、ダイオキシン類、ベンゼンというところがございます。前回 1 月にご説明をさせていただいた時に、28 年度の秋のダイオキシン類が少し高い値だということでご説明させていただきました。その後、冬 2 月と 5 月、春に測定をしておりますが、数値としては低い値を確認しております。28 年度につきましても、年間の平均値につきまして、基準を下回っていたところがございます。

4 ページ、5 ページにつきまして、これも周辺の結果でございます。この中で 5 ページの「6. 生物」、カメノテという貝類でございますが、前回、こちらをご説明させていただいた時は、28 年 2 月の $9.8 \mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{wet}$ という数値までございました。今回 29 年 2 月に測定したところ $15 \mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{wet}$ ということでございまして、この数値がどういう数字なのかというご質問を頂いて、その時、正確に答えが出せてなかったですけども、その後、環境省が全国で調査されている、貝類の PCB の調査結果等々確認いたしますと、この 15 ですか $9.8 \mu\text{g}/\text{kg}\cdot\text{wet}$ というのが、特別大きな値ということではなかったということ確認しておりますし、過去のデータとも比べてみましたが、増加傾向といったものはなくて、減ったり増えたりというか、こういった数字のところの数値だったということは確認させていただいております。

6 ページ以降は、これが施設から出ていく排気中、排出源ということになります。こちらのほうも、協定値は超過したものはございませんでしたけれども、若干、前回のデータと少し高くなっているように見えるもの、低くなっているものもございますので、ずっと過去の 28 年、27 年以前のデータ等々も確認しておりますけれども、変動としては過去のデータの範囲内で収まっているような値でございました。

また、昨年くらいから活性炭の管理要領も見直しをしております、外気に出る、セーフティーネットの後で測っている数値をここで出して

おりますけれども、セーフティネットの前の段階でも測定し、数値が高くなっている場合には、最後の段階の活性炭、これをしっかり交換するといったような対応を取るとか、また、排気処理の運転状況を一つ一つ確認し、しっかり動いているということを確認しているというところでございます。

12 ページの下からが排水、雨水、悪臭、騒音といったものでございます。前回の 1 月の監視会議以降測定した結果について、こちらに載せているというところでございます。また、今年度に入りまして、雨水につきましては、7 月のサンプリング予定がまだ終わっておりません。悪臭、騒音は 2 月に毎年実施しておりますので、今年度分については来年の 2 月に実施ということで、今年の 2 月実施分につきましては、協定値等々基準を下回っていたというところを確認してございます。

以上でございます。

○北九州市

続きまして、北九州分測定分についてご報告をいたします。資料 1-2 の 1 ページの下段のところでございます。

まず、「(1) 周辺環境」の大気につきましては、PCB、ダイオキシン類、ベンゼンの全ての項目において、環境基準等に適合してございました。「(2) 排出源」でございますが、排出ガスにつきましても PCB、ダイオキシン類、ベンゼン、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじんの全ての項目について、協定値に適合してございました。公共下水道排水につきましても、PCB が基準値に適合しております。

個別の測定結果につきましては、19 ページ別添をご参照ください。この黄色で塗りつぶしたところが前回の会議以降に測定をしたものでございまして、先ほど申し上げましたように、環境基準に適合しておりますし、増加傾向とかいうような数値は認められておりません。

21 ページ、水質、底質の周辺環境のところでございますけれども、これにつきましては、来月測定実施予定でございますので、結果につきましては、次回の監視会議でご報告させていただきたいと思っております。

22 ページをご覧ください。22 ページからが、いわゆる JESCO の排出源からの排出ガスの測定結果でございますけれども、この中で 29 年度の調査箇所 2G2～2G5 につきましても、来月測定実施予定でございますので、こちらにつきましても、次回にご報告させていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、測定をしました全ての項目につきまして、基準に適合していたということでございます。

私からは以上でございます。

○座長

それでは、今の報告に対して、意見や質問がございましたら、よろしく願います。

○委員

排気に関して伺いたしたいと思います。資料 1-2 の 6 ページ以降です。以前、数値が高かったけれども落ち着いたということは、今、報告があったのですけれども、排気の資料を見ると、ダイオキシン、ベンゼンで横斜線、多分、測定がないというのが、まま見られるのですけれども、去年の同じ時期は測定されているのですよね。それで、市のほうの資料を見たら、市のほうは数値が出ているのですけれども、このあと、JESCO の資料では、排気のところでもダイオキシン、ベンゼンで排気口によっては毎回調べていらっしゃるのですけれども、部分的には斜線がかなり入っている部分が多いのです。次回予定も特に記載はないのですけれども、これは特に理由があるのでしょうか。

○JESCO

18 ページのほうに環境モニタリング計画、これはモニタリング計画のほうに何月にどの項目をという形で説明できていないので、説明が足りてないのかもしれませんが、それぞれの排気口につきまして PCB、ダイオキシン類等々、またはベンゼン等を年何回測定するかということ、こちらに設定しております。こちらのほうに設定しているものに基づいて、調査した結果を記載しておりますけれども、私どもとしましては、北九州市で調査に入られる場合には、併せて緊急で調査する場合もございまして、調査回数としては少し増えているという部分が 1 つございます。また、28 年度のこの時期は操業再開に向けて、施設を立ち上げておりましたので、頻繁にいろいろな項目を分析させていただきまして、その結果をこちらの表には掲載させていただいております。今年度は定常のモニタリング計画に沿って、測定を開始しているところでございます。

○委員

では、排気口によっては、毎回というか、日付が出ている分は調査が全部ある部分と、排気口によってはない分、29 年度 5 月の調査では横斜線が入っているところの違いというのは、どういうふうに見たらいいのでしょうか。

○JESCO

モニタリングの計画につきましては、先ほど申しました 18 ページのものに基づいて、何月にどの項目という形まで落とし込んで、市にも提出しているのですけれども、それに基づいて実施しているという結果が、こちらのようになってございますので、測定ポイントによりましては、時期によって項目を限定したものになっている部分はございます。

○委員

では、特に減っているということではないという風にしてよろしい

ですか。

○JESCO

はい。減らしているところはありません。計画通りに実施しております。

○座長

よろしいですか。他に。

○委員

資料 1-1 の処理状況の説明はよく理解できました。1 つだけ、伺いたいと思います。低濃度 PCB 含有機器の高圧コンデンサー、低圧コンデンサーの進捗率、それと枕木とか土砂など、いずれも機器に属さないものの進捗率について、分かったらお願いします

○北九州市

低濃度 PCB についてのお尋ねでございましたけれども、委員、ご承知のとおり、低濃度 PCB については、JESCO では処理するものではないので、JESCO のほうでも進捗率というのは承知していないという風に思います。これはあくまで、民間事業の中で、環境大臣が認定した施設が全国で 30 か所くらいありますので、それぞれ低濃度の PCB 廃棄物をお持ちの事業者が、独自に処理をされているという状況でございます。この場で、その進捗率を管理していくという場ではございませんので、ご承知おきいただければと思います。

○委員

ありがとうございました。

○JESCO

すみません。電気機器に入っていないようなもので、例えば、感圧複写紙ですとか、そういったものでも、分析をされた上で高濃度に該当するものにつきましては、私どもの表の「安定器及び汚染物等」の汚染物に入っております、こちらのほうの数字内に収まっております。

○委員

ありがとうございました。

○座長

はい、委員。

○委員

すみません。初めて参加しますので、基本的なことで申し訳ないのですが、資料 1-1 の中の、登録台数と処理対象台数の違いは、何が原因な

のですか。

○JESCO

私ども JESCO といたしましては、高濃度 PCB 廃棄物につきまして、事前に私どもに処理の登録をしていただくシステムにしております。登録をしていただいた後に、契約に移るということになります。これは、処理の対象のものがどれくらいあるかということ早期にとらまえる必要がありましたので、事業がスタートした時点で、全て登録してくださいということで取り組んでおります。その後、登録をされてないのですが、実は高濃度のものがあるということは、その後も出てきますので、そういったものは、環境省ですとか、経済産業省に届け出データがありますので、そういったものと照らし合わせまして、私どもの処理対象物だけでも登録されていないもの、これを見込んだ上で処理対象台数ということで掲載しております。ですので、登録されているもの以上に処理すべきものがあるということで、2つ表記させていただいております。

○委員

ありがとうございます。

○座長

よろしいですか。はい、どうぞ。

○委員

資料の 1-2 の 3 ページに、周辺環境の大気に対するベンゼンの基準値が 0.012 mg/m³と書かれています。これは JESCO の資料で、北九州市の資料で別添 2 の 20 ページの一番下に、これも同じ周辺環境の大気の項目で、ベンゼンの環境基準値が 0.003 mg/m³以下というふうに、基準値が違うのですけれども、これは、差があるのが、以前の説明で聞いたのかどうか分かりませんが、忘れたので教えてください。

○JESCO

はい、こちらでございますけれども、もともと私どもの施設が立地している所は、今日も午前中ご視察していただいて、見ていただいたとおり、工業専用地域ということで、一般の方がお住まいになるような地域ではありません。こういった工業専用地域につきましては、実は、ベンゼンについての環境基準というものは設定されておられません。

そういった状況で、私どもの施設を設置する前の段階、平成 14、15 年だと思っておりますけれども、施設を建てる前、その当時の状況がどういう状況か、そういった時に、生活環境影響調査という形で現状を把握させていただきました。その時に分析いたしました結果をベースに、私どもとしては、その時のものよりも高くないということを確認していくということで、環境保全目標値として、当社がその当時 0.012 mg/m³

ということで定めたものでございます。

北九州市のほうで記載されているものにつきましては、ベンゼンにつきまして、環境基準値という形で、工業専用地域は該当しないのですけれども、その他の、例えば住宅エリア等々では、こういった環境基準値 0.003 mg/m^3 という数字が設定されているということで、この数字との比較で表を構成されているという風になっています。

○委員

分かりました。

○座長

今の質問に関して、北九州市と JESCO が測っている具体的な数値がかなり異なりますよね。違いますか。見比べますと、1桁くらい違うのではないですかね。その点については、測定する場所が違うからですか。それとも測定方法が違うとか、何か、例えばの話ですけれども、よくテレビをにぎわせているベンゼンの環境測定に対して、測定方法が異なると違う結果が出ているということが言われていますよね。だから、そこら辺の環境をどう考えられているのかを、市と JESCO に聞きたいのですけれども。

○北九州市

市といたしまして考えているところにつきましては、今、座長がご指摘のように、まずは測定場所の違い。市で測っているベンゼンの周辺環境につきましては、今この会場になっています若松市民会館の屋上で測ってございます。なので、これは一般的な住居地域だとか、商業地域だとかいう市街地に近い所。JESCO が測っているのは、やはり工場群のある工業専用地域という地域的な差がございます。

それから、あと測定方法につきましては、いずれも公定法に基づいた測定をしておりますので、これに関する差異はないという風に、市としては認識してございます。

○JESCO

私どもも同じ認識を持ってございます。

○委員

今の話ですと、測定の方法がかなり違っているから、こういう結果になっているという理解でよろしいですか。

○JESCO

その通りかと思えます。

○委員

具体的には、どこで測っているのですか。JESCO のほうは。

○JESCO

私どもの測定ポイントは、15 ページに環境モニタリング調査地点図と示させていただいております。真ん中辺りに 2 つ、ハッチングしたものが、私どもの建物施設でございます。大きいものが 2 期施設、小さいものが 1 期施設ということになりますが、この 2 期施設の左下辺りに大気というポイントがあろうかと思えます。ここの所で周辺環境の大気は調査をさせていただいております。3 ページの表にありますとおり、PCB ですかダイオキシン、こちらは 1 週間かけてサンプリング。また、ベンゼンにつきましては 24 時間、1 日のサンプリングで公定法に従っての測定ということになってございます。

○委員

分かりました。ありがとうございました。

○座長

では、いいですか。

○委員

前回 1 月 25 日の資料の中では、水質にベンゼンも記載されていた気がするのです。前回の資料、そう記憶しているのですけれども、前回の資料はありますか。今回ないのは、何か意味があるのですか。

○JESCO

前回の資料では、28 年 5 月 27 日の測定の際には、PCB、ダイオキシンに追加してベンゼンが不検出であったということの結果を掲載させていただいております。8 月 12 日は、ベンゼンは測定してございませんでした。今回の 5 月 29 日のベンゼンの記載が抜けておりますので、ちょっとこの場では分かりませんので、戻って確認させていただいて、またご報告させていただきたいと思えます。

○委員

はい、分かりました。

○座長

よろしいですか。では、次の議題に移りたいと思えます。

議題 2 今後の安全かつ早期の処理完了に向けた市の取組について

○座長

議題 2「今後の安全かつ早期の処理完了に向けた市の取組について」、最初に JESCO から説明をお願いいたします。

○JESCO

続きまして、私のほうから資料 2-1「長期処理計画」につきまして、ご説明をさせていただきます。

1 ページ目のところ、こちらが私ども北九州事業所の処理対象物で残っているもの、今年度以降、処理しなければいけないというものでございます。1-1 のところに、北九州のもともとのエリア、17 県の分でございます。2 のところにそれ以外、途中で事業エリア間を越えて追加となった分でございます。それぞれ、そこに記載しているものが、処理対象として残っております。処理の進捗状況につきましては、資料 1-1 でご報告させていただいたとおりです。

めくっていただいて、2 ページ。「2 年度ごとの処理計画」という表でございます。こちらのほうにつきましては、変圧器及びコンデンサーにつきましては、来年度の 30 年度が計画的処理完了期限となっております。また、安定器及び汚染物等につきましては、平成 33 年度末、これが計画的処理完了期限となっております。

これに向けましての処理計画につきまして、1 ページをめくっていただいて、5 ページのところに掲載させていただいております。前回の長期処理計画から、28 年度 1 年間の処理の実績が 3 月までで固まっておりますので、一番左側に参考といたしまして、28 年度の処理量の実績を記載させていただきまして、その右に 29 年度以降見込んでいる量、先ほどの 1 ページのところに書いている量を示しております。そより右に、各年度ごとにどれだけの量を処理していくかという計画を記載させていただいております。

大型の変圧器につきましては、今年度中に残っているもの 34 台の処理を終えたいと思っております。小型の変圧器につきましては、昨年度、28 年度、計画としては 80 台を計画したのですが、13 台の処理ということになりました。ただし、低濃度の変圧器等々があって、30 数台対象から落としているというところがございます。残っているものが 80 台ございまして、今年度中に 56 台、来年度、30 年度に 24 台という形で、計画的に処理を終えたいと思っております。

車載変圧器でございます。こちらは、計画的に処理を進めておりまして、残り 63 台を、今年度 44 台、来年度 19 台ということで計画的に処理を終えたいと思っております。

続きまして、コンデンサーでございます。こちらは、北九州エリアと東京エリアから運び込むというものが残っております。昨年度は 4 月、5 月と操業しておりませんで、途中から試運転をさせていただいたということでございましたので、年間通じての操業ではなかった中でございますが、3,600 台程度の処理を終えております。今年度につきましては、4,400 台程度の処理を計画的に終えまして、残る 1,600 台が 30 年度の処理ということになるというところがございます。

安定器及び汚染物等でございます。こちらは、北九州エリア並びに大阪・豊田エリアとなります。北九州エリアのものが、まだ 290 トンほど残っておりますので、これを 2 か年で、計画的に処理を終えるというこ

とを考慮しております。あと、残った大阪・豊田エリアでございますけれども、これも計画的に処理をさせていただきます、33年度中に処理を終えるということで、現在考えてございます。

その下のところに、今年度の処理計画を四半期ごとで掲載させていただいております。6月が終わっておりますので、第1四半期が終わっておりますけれども、この計画が3月の段階で立てたものに対しまして、大型変圧器、小型変圧器、車載変圧器につきましては、計画以上の処理台数を、第1四半期あげております。コンデンサーにつきましても、計画以上の処理台数でございます。安定器及び汚染物等も、計画とほぼ同程度の処理ということで、第1四半期については処理を終えたというところでございました。

前のページに戻っていただきまして、2ページの下のところでございます。「3 処理促進策」ということで、現在、期限内に確実に処理を終えたいということで取り組んでいる処理促進策を、6項目ほど入れさせていただいております。

1つは、掘り起こしということで、しっかり最後の1台まで処理をするというために、どこに何が残っているかといった取組、各自治体さんのほうで取り組んでいただいております。そういった取組で確認されましたもので、まだJESCOに未登録、先ほどの登録されていないもの、こういったものを持っておられる保管者に対しましては、環境省のほうで、地方環境事務所の所にPCBの担当の方がおられるという形になりましたので、そういった方、また、各自治体の担当の方との連携を一層強化しております。各自治体と情報を共有しております。こういった未処理の事業者等の情報をもとに、登録の促進を図っているというところでございます。

また、登録及び契約等に対しまして、消極的または処理が困難であると言われるような保管者の方に対する取組も、この3者で連携をいたしまして、現地に出向きまして、個別に変更登録ですとか、契約等の手続きを促すということに取り組んでおります。いろいろ書類の手続きが必要となりますので、こういったことが難しい方につきましては、登録・契約の決断を早めていただくためにも、現物の確認を行いながら、そういった手続きの代行をさせていただくことを進めております。

出し渋り保管者ということで、処理費用の工面等々が困難である方に対しまして、こちらもやはり、環境省・各自治体と同行訪問いたしまして、説得等を行うということに取り組んでございます。

収集運搬の費用という形でも、処理にはお金が掛かってまいりますので、こういった収集運搬の費用が軽減できるように、保管者がだんだん減ってきてございますので、運搬のコストが割高になることが予想されるということも踏まえまして、少量を持っておられる方をルート回収、1台の車両で複数箇所を回っていただくという取組をやっていただいて、運搬費が安くなるように、中小での少量保管者、こういった方の集中搬入期間というものを設定いたしまして、その期間になるべくまとめて搬入していただくという取組を進めております。

また、北九州エリア以外からの円滑な搬入というものに対しても取り組んでおりますし、料金の支払制度も、分割支払い制度を拡充した上で、取り組んでいるというところでございます。

続きまして、3ページ「4 その他」という形になってございます。1日も早い処理完了につなげるために、処理対象物の適正化を図る取組というものも進めてございます。

安定器についてということになりますけれども、安定器につきましては、現在、処理のために運び込まれております安定器の中には、本来、弊社にて処理する対象でない、PCB を使っていないような安定器が混在している可能性がある。要するに、古い安定器、同じ時期に設置されたもので、一部はPCB を使っているのだけれども、同じ時期だということで、取り外しと同じタイミングでされて、一緒に保管されています。これは、私どもに搬入される前に分別をしていただいて、PCB が使われているものだけを搬入いただくという場合が多いのですけれども、しっかりそのとおりになってないのではないかという可能性でございます。そういったこともありますので、保管場所での処理対象物、PCB を使っているものだけに仕分けを徹底していただくように、もう一度保管者をお願いをしているところでございます。

②ですが、安定器のうち「コンデンサー外付け型」といったものがございます。このあと、写真等々でご説明させていただきますけれども、こういったものにつきましては、PCB を使っているコンデンサー部分とPCB を全然使っていない部分が、リード線だけでつながっているものがあります。これにつきましては、目視でコンデンサーが膨張していたり、腐食していたり、滲んでいたりと、PCB が漏れ出ているようなことがなければ、そういったものについては、例外としてなのですけれども、コンデンサーの取り外しが認められております。これを取り外しますと、重量が約10分の1くらいになろうというふうに考えております。こういったことがございますので、取り外しができるものについて、取り外しをしていただいたほうが、処理が促進できるだろうということで、これも徹底をお願いしているというところでございます。

また、①②でご説明したような取組は、保管事業者には保管場所で行っていただく取組ということになりますが、今後は、私どものほうに運び込まれているものの中にも、コンデンサー外付け型がそのまま入ってきているようなものもあろうかと思っております。こういったものを確認した上で、プラズマ処理の、より一層の処理促進、効率化を図るために、私どものほうの施設内でも、同様の対応が取れないかなということでの検討を始めたいという風に考えてございます。

こちらのほうにつきましては、めくっていただきまして、7ページ以降に、廃安定器の仕分けの徹底・促進についてということで、これは5月の日付で環境省と私どものクレジットになっております。こういった取組につきましては、今年の2月くらいから、各自治体さん等々に、保管事業者には徹底いただきたいということで、説明用に作った資料でございまして、この資料のうち、めくっていただいて、8ページの上

の表は、安定器はどういうものかということを示しております。8 ページの下のところは、PCB を使っていないものも、同じ時期の古いものの中にはあるということで、それが一緒に保管されているのではないかということがあるということと、下のところはコンデンサーの外付けで、リード線を切るだけで重量が 10 分の 1 にできるといったものがあるのではないかということを書いてございます。これを徹底していただくということで、早期処理を図りたいというところでございます。

そのところについては、その次のページ、10 ページ、11 ページあたりが、PCB を使っていない安定器の分別方法はこのようにいうふうな形でできますよということ、情報として提供させていただいておりますし、11 ページから 13 ページにかけては、コンデンサー外付け型の安定器を切る場合についてどうかということ、ご説明させていただいている資料でございます。

例えば、12 ページの上の写真、3 つ写真が並んでおりますけれども、一番左端の写真の左のところに小さな金属のものがああります。ここが PCB が入っているコンデンサーというところになります。右のほうの写真を見ていただきますと、このところに黄色い線が出てきておりますが、この黄色い線等々を切ると、12 ページ下の写真の右のように、コンデンサーの部分だけが取り外せる、PCB を使っている部分だけが取り外せるということでございまして、これがコンデンサー外付け型の安定器ということで、これで重量が 10 分の 1、処理対象物が 10 分の 1 になるということでございます。取り外して残った分は、やはり分析をしていただいて、PCB の濃度が薄くでも出れば、低濃度の処理施設でしっかり処理をしていただきたいということでございます。

そういったことをやっていただくと、過去にそういった現場での仕分けの徹底をされたと言った所につきまして、データの収集を私どもでさせていただきますと、約 3 割くらい減ったという実績もあるというところも、併せて、自治体さんですとか、保管事業者の方に紹介させていただいて、処理対象物の適正化をお願いしているというところでございます。

○JESCO

安全関係を中心に、ポイントを絞って行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

まず、資料 2-2 の①でございますが、「平成 29 年度に計画する定期点検・機器更新」について、ご説明いたします。

平成 29 年度は、通常の定期点検のほかに、安全・漏洩に関する設備の更新等を計画、実施しております。具体的には、漏洩に関しましての工事といいますと、事業別区分、変圧器・コンデンサー処理設備の枠の中の計画のところの上から 4 番目でございますが、「2 期 真空加熱分離設備 液系配管更新」というのがございます。これは、午前中に現場のほうで見ていただきましたけれども、腐食の対策といたしまして、特に強酸のもので腐食が起こっておりますので、材質を見直しまして、テ

フロンライニング管に変更したという事例紹介も行っております。

安全に関しましては、同じ計画の中の、下から3番目のところで、「2期 非常発電設備始動用バッテリー更新」というのがございます。万一停電した場合でも、安全に停止ができるように、電源確保を行うという更新でございます。

続きまして、次のページでございますが、資料2-2の②を用いまして、「平成29年度安全対策実施スケジュール」について、ご説明いたします。

まず、表の見方でございますけれども、白丸はまだ計画の段階で、赤丸はもう既に実施が完了したものでございます。同じように、赤の実線はもう終わったと、計画どおり進捗をしているということでございます。1点だけ、上から4つ目のところの「変圧器、コンデンサー設備」、こちらで5月に計画をしておりましたが、定期点検が11月に、ここで停電がありますので、この11月に時期をずらしておりますが、それ以外の項目全てにつきましては、計画どおり、このスケジュールで進捗しております。

さらに、下から2番目のところの「トラブル防止」というところで、リスクアセスメント推進活動等々記載しておりますが、これもまさに、全部全て計画どおり進んでおりますが、こちらのトラブルの未然防止につきましては、後ほど、資料2-3のところ、トラブル未然防止対策の推進という内容で詳細をご説明したいという風に考えております。

続きまして、次のページでございますが、資料2-2の③でございます。「トラブルの水平展開状況」というところで、約6か月間、他事業所で起こりましたトラブルを、どのように北九州事業所で水平展開を行っているかということに記載した表でございます。絶対に同じトラブルを引き起こさないという強い決意の下で、類似災害検討会というのを行っております。運転会社と一緒に開催し、対応に落ちがないか、対策が本当に定着し、有効に機能しているかまでの確認をしております。

この表で、トピックスが2点ございまして、1つがNo.3 豊田事業所で起こりました事例でございますけれども、これは経年の劣化で、特に温度変化が上がり下がり大きいところで、ボルトが緩んで漏洩したというところでございます。これも対策の③に記載しておりますけれども、午前中にプレゼンを行いましたような少量漏洩トラブルについて、日常点検の強化を行うということで、水平展開を進めていきたいというふうに考えております。No.5も、北海道事業所で工事中に起こった漏洩のトラブルでございます。工事の復旧できちんとしまっていなかったというところがあります。これも、少量漏れのトラブル削減ということで、工事管理の強化、改善に取り組んでおりますので、そのところでフォローアップしたいと思っております。

次の資料でございます。資料2-3の①でございます。こちらのほうが、平成29年北九州PCB処理事業所トラブル事象一覧というところで、約半年間の間に発生しました、10件の少量の漏れトラブル事象を示しております。

この表を少し解析してみますと、まず、2つの傾向が見られまして、No.1とNo.3でございますが、こちらは、工事の時に発生したトラブルでありまして、10件中2件がそのようなことになっています。その他の10件中7件は、経年で時間がたつにつれてボルトが緩んだ、もしくは、ガスケットが劣化して漏洩した、バルブの不具合が起こったというところがございますので、これにつきましても、午前中ご説明したような日常点検及び工事管理の強化を目的といたしました、少量の漏れトラブル削減活動を立ち上げて強化しております。後ほど、詳しくご説明いたしますが、その取組で、少しでもトラブルをなくしていこうと考えております。

次のページ、資料2-3の②でございます。これが約1年間のヒヤリハットの件数となっております。実体験のヒヤリプラス仮想のヒヤリを全て足し合わせますと、計で書いておりますが、1年間で171件、現場のほうから提出されております。この現場から提出されました、ヒヤリハットに含まれている問題点や改善を絶対に放置せずに、いかに早く対応するか。現場の声に耳を傾けて、誠実に対応することこそ、まさに安全活動の基本であり、さまざまな会議で、私どもフォローアップを行っております。

次のページ、資料2-3③でトラブルの未然防止対策、まさに私どもが取り組んでおります対策6つについて、ご説明したいと考えております。

まず、1番目でございますけれども、最もヒューマンエラーを起こしやすいところが、1番の非定常作業で起こしやすいので、その運用を見直しております。こちらについて、ご説明いたします。

非定常作業を、私どもは3Hというふうに読んでおりますが、3Hの「H」は「初めて」「変更」「久しぶり」、この3つの頭文字を取ったもので定義をしております。これらがヒューマンエラーを起こしやすいので、ミス防止対策として、これらの作業の直前に手順を全員で明確に確認して、ミーティングでシミュレーションを行って、どこにリスクがあるか、それに対してどのような対策を行うかを、作業にあたる方全員で入念に確認をし、その対策を心に刻み込んで作業を行うことで、ヒューマンエラーの防止を図っております。

さらに、ミスを起こしやすい3Hの作業については、運転会社だけではなくて、JESCOも一緒に抜き取りで立ち会うことにより、その実施状況を確認し、必要に応じてその場で指導・是正を行うなど、トラブルの未然防止につながっていると考えております。

続きまして、2番目の設備変更による対応のご説明をいたします。先ほども、私どもが大切にしておりますヒヤリハットの活動などから、対策として設備を変更してほしいというリクエストもございます。それらについても、きちんと対応していくと、確実に実施していくところが大切ですので進めております。

さらに、3番目といたしまして、今日午前中にご説明いたしました少量漏洩のトラブル削減活動も取り組んでおります。これは、今年度新たに立ち上げた取組で、視察の時にご紹介いたしました、少量の漏れト

ラブル削減として、漏洩防止検討会を開催し、作業中の日常管理、工事管理の見直し強化を図っております。

4番目でございますが、先ほどご紹介いたしました、トラブルの水平展開、再発防止策につきましても、他の事業所のトラブルを自分たちのものという風に捉えて、原因の深掘りを行い、類似のトラブルの未然防止を行っております。

5番、6番では、安全セミナーの開催など、全社員の従業員の安全意識の維持向上を目的とした取組も紹介しております。

最後になりますが、事故を絶対に起こさないという強い決意の下で、運転会社とJESCOが一体となりまして、ご説明しましたさまざまな、非常によい活動を推進しておりますので、ぜひともご支援のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○座長

この議題2に関連しまして、我々、監視委員会の委員11名は、本日の午前中に施設に立ち入って、部分的なポイントの説明を受けながら、見学というか、目視で理解を深めております。そういう意味では、設備の立ち入りの時に持った疑問、感想も含めて、今ご説明をいただいた資料の内容に関しても、コメント等よろしく願います。どなたか。

立ち入れなかった方でも、当然、コメントがあれば願います。

○委員

少量の漏洩事象が1か月に3回くらい起きているという現状は、やはり打破しなければいけないので、今、その解決策を探るべく、問題解決に動いているのだなというのがよく分かりました。

ドラム缶の保存の使用限度を1年と定めた根拠がよく分からなかったのですが、もし使用期限を設けるのであれば、ドラム缶に書いていた数字を使用開始ではなくて、使用期限を書いたほうが分かりやすいのではないかなと思いました。

それと、先ほどおっしゃったヒヤリハットを、次のヒューマンエラーのリスクをなくす方向にいくというのは、ぜひ、やっていただきたいと思います。よろしく願います。

○JESCO

確かに、使用期限を書いたほうが明確になるかもしれませんが、持ち帰って、対応等について検討させて頂きたいと思います。どうも、ご意見ありがとうございました。

あと、先ほど委員からご質問いただいた水質におけるベンゼン測定の内容について、今、追加で回答させていただきます。

○座長

ベンゼンの濃度ですか。

○JESCO

モニタリング計画、18 ページのほうに掲載させていただいておりますが、もともと、海水、水質中のものは、PCB とダイオキシンだけを計画しております、なぜ、27 年の 5 月だけベンゼンを取ったかというところがございます。

こちらにつきましては、その前の年、排気中のベンゼンが協定値を超過したといったところから、試運転を経て、立ち上げという段階の 5 月のところで、そういった状況を逐次北九州市を通じまして、座長にもご説明させていただいておったところ、座長から、念のため一度でいいので、海水中のベンゼンを測ってみてくれないかということで、ご指摘をいただきまして、これに対しまして、臨時的に、その時だけ測ってみたということです。問題なく検出しなかったということで、その後は定常に戻ったということでございます。すみませんでした。

○座長

他の方、どなたか意見、ございませんか。

○委員

資料 2-3 のトラブルの未然防止のところについてなのですが、ヒューマンエラーの防止が非常に重要だというのはよく分かります。対策をされているというのも、よく分かりました。現場の方というのは、運転会社の正社員の方なのですか。それとも、派遣だとか、請負だとか、どういう形で働かれている方が多いのでしょうか。

○JESCO

現場の運転会社の方は、全て正社員となります。

○委員

そうすると、結構、現場に長く携わっている方が多いという認識でいいですか。

○JESCO

はい。そういった方が多いと、認識しております。

○委員

資料 2-3 の 3 ページに作業手順書の見直しを行って、分かりにくい点だとか改善点を整理して、ヒューマンエラーの防止を図っているというのがあるのですが、これが、どういう形でなされているのか。いわゆる、改善運動みたいな、現場からの声が上がって、それをこういうシステムの中に入れていいのか、あるいは、もう少し上のほうから管理をされているのか、その辺の改善のあり方みたいなのは、どうされているのでしょうか。

○JESCO

私どもは、昨年を中心に、作業手順書の読み合わせというか、教育を実施しまして、みんなで確認をしている中で、もっとここはこうして、例えば、ノウハウとか、ノウホワイとか、いろいろなものがありますので、こうやれば新人も含めてミスがなくなるというところが、何件も出てきましたので、それを、まさに今年集中的に書き込んで、よりいい作業手順書にしていく、PDCA を回しているという取組でございます。

○委員

ありがとうございます。

○座長

他にありますか。

○委員

2-1の資料でもよろしいですか。では、長期計画の資料で、1点質問させていただきたいのですが、2-1の資料の5ページです。変圧器・コンデンサーについては、来年度いっぱいということで、概ね台数も見えてきたので、そう心配はしていないのですが、安定器及び汚染物については、プラズマ処理が北九州と北海道しか設備がないということで、豊田エリア・大阪エリアのものも引き受けてやっているのですけれども、この辺が、昨年度の計画に比べて、受入の計画の登録が1,400トンくらい増えてきているのですね。もちろん上限というか、もともとの4,000トン、この場を超えていないわけですが、概ね見込んだところに近づいてきているということだと思ふのです。

それで質問なのですが、この5ページでいきますと、33年度までに全て完了するということですが、今年度、29年度と30年度の計画トン数が498トン、30年度が574トン、これが昨年度の会議の時は、恐らく700トンオーバーだったと思ふのです。できるだけ前倒しに、1日も早く処理を進めていったほうが、このペースでいっても、今の見込みでいけば、そう問題はないかと思ふのですが、なぜ、昨年度の計画の台数から、29年度、30年度はスローダウンしているのかという、なぜそうなっているのかというのをお聞きしたいと思います。

○座長

いいですか、JESCO。

○JESCO

プラズマで処理するものにつきまして、いろいろなものも処理しております。処理するものによって、処理の効率が若干違うというところがありまして、29年度につきましては、北九州エリアに残っているもので、処理効率が悪いもののがかなり多く残っているということでございまして、そういったもので、29年度につきましては、少し処理の能力が落ちるのではないかという計画を立てさせていただいております。30

年度につきましては、北九州エリアと大阪・豊田エリアにつきましては、合わせて700トンを超える計画、これは維持できるだろうというところはあります。

もう一つは、所内で発生したり、他の事業所から運び込む、一部運転廃棄物、こういったものもプラズマで処理するというところもありまして、ここの数字の外で、プラズマの処理対象物が若干見込まれている、こういったものも入っております、それで、他の年度に比べて小さい数字になっているというところがございます。

先ほど申しました、後ろのほうのページの、7ページ以降、仕分けの徹底ですね。私どもに処理の登録をされているものの中にも、やはり対象物でないものが紛れ込んでいて、数量が上がっているものもあると考えておりますので、私どもにいったん登録をいただいたものも、もう一度仕分けをお願いして、適正化を図っていただきたいということで、1日でも早い処理完了に取り組んでいるというところもございます。

○委員

そうすると、もう700トンくらいが、年間の最大処理量と見ておられるわけですか。もう少しペースを上げておけば、後々、安心できるのではないかと思うのですが。確かに、昨年度の計画を見ると、北九州エリアの29年度の分が30年度に降りかかっているから、トータルでいくと、これが700トンくらいですか。ということで、それほど変わりないということなのでしょうけれども、処理できるものであれば、できるだけ処理を前倒したほうがいいのではないかなと思っているのです。能力的に、730トンとか700トンくらいが限界と見ておられるわけですか。

○JESCO

28年度の処理量の実績を見ていただきますと、北九州と大阪・豊田エリアを足しますと741トンの処理になっております。昨年度のこの監視会議の資料を見ていただきますと、28年度の計画としては660トンという形で立てておりました。ですが、順調に稼働、現場のほうの管理も進めて、処理物も搬入を終えて、741トンという実績をあげております。今年度も計画としては、652トンという形にしてはありますが、処理につきましては700トン以上を目指して頑張りたいと考えております。

○委員

すみません。豊田エリア・大阪エリアからの搬入が、思ったより出てきていない訳ではないのですよね。それは、昨年度よりだいぶ増えてきていますから。

○JESCO

はい。順調に入ってきております。

○委員

はい、分かりました。

○座長

他にありませんか。

○委員

今日、見学させていただきまして、ありがとうございました。1点お伺いします。

前回、見学させていただいた時には、ベンゼンの事例があった後だったと思うのですけれども、ここで何が、どういうトラブルが起きたというのが、結構ぺたぺた貼ってあったと思うのです。ヒヤリハットだったですか、ここでこういうことが起きたので気を付けましょうというような。前回、これは質問させていただいて、これが長く貼ってあると慣れにつながるのではないかみたいなことは言わせていただいたのですけれども、今回、かなり減っていたような気がしたのです。これは特に、理由があったのでしょうか。

○JESCO

今回、視察いただいたエリアが、あまりそういったものを貼ってあるエリアでなかったということ、前回入っていただいた時にご覧になっていたのが、資料2-3の③の中で、6. 安全意識の向上に関する取組の1つ目の○、過去のトラブル事象について、再発防止策等を示した掲示物を発生場所に掲示し、トラブルの風化防止を図ると、この取組の一環かと思えます。施設全体で十数箇所くらいに今、掲示をしておりますが、別に、減らしているというところではありません。

○委員

もう1点、廃安定器の仕分けの徹底・促進についての文章を今回見させていただいたのですけれども、早期処理の観点からすると重要だと思うのですけれども、こういう資料というのですか、内容というのは、どのレベルまで徹底するのか。実際、小さな事業者とかもあると思うのですけれども、かなり解説してあるので大丈夫だと思うのですが、100%安心なことではないと思うのです。PCBがもしかしたら入っているかもしれないというところで、その辺はいかがでしょうか。

○JESCO

やはり、処理の促進に影響が大きいのは、大量に保管されている方がしっかり分別いただくことかと思っております。大量に持っておられるのは、安定器等でいいますと、自治体さんが教育施設ですとか、そういった所に持っておられるというのが1つございますし、あとは、大手の企業さんが工場などで使われた安定器、こういったものが多いというふうに思いますので、そこのところがしっかり分別いただければ、かなり

適正化が図れるのではないかと考えております。さらに、少量の方が持っておられるもので、入ってきたものについては、これは先ほどの3ページの③のところではありますが、事業所内でも少しそういったことができないかというのは、また検討させていただきたいと考えております。

○座長

他にありませんか。

○委員

資料2-3の3ページでございます。北九州PCBの処理事業所におけるトラブル未然防止対策の推進についてということで、今日、少し気づいたことを申し上げたいと考えております。

1番にヒューマンエラー防止を図っておりますということにつきまして、私は今日視察させていただきまして、壁に貼られている、これが非常に目に付きました。さっそく、コピーをしていただきまして、こういうふうに展示をしながら、皆様方に分かるようにやっているのではないかなということも、安全ということの第一の、一番大切なことではないかと思いましたので、ここで少しお話しさせていただければと思って、これをお持ちしております。

やはり働く方にとっては、ここに書いておりますように、「思い出せ、過去のミス。繰り返すな、作業のミス」というようなことも書いております。やはり、目に付くところにこういうものを常に貼っていただいて、自覚をしていただくことも大切なことではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと考えております。以上でございます。

○座長

他にありますか。

○委員

午前中の時にも、見学のあとにお尋ねしたのですが、少量の漏れというところの「少量」というところが、私たちには分かりにくくて、料理でも少量のお塩とかお砂糖とか言われても、どれくらいかなと知っているのですけれども、そこを確認しましたら、ぽとんと、1滴落ちたものの少量として受け止めていると。だから、それを見つける係の方というか、ここの方はすごいなと思いました。それだけ、やはり機械だけに頼るわけでもなく、化学というか、それらの特徴で、順調に中で化学反応を起こしていつているわけですね。それで、機械を通っていくときに、そこでもいろいろな反応が起きている、そこで不具合が起きて、ぽとんと1つ落ちる。そこは、どうしてかなと、そのあともものすごく皆さんで検討されているお話を聞きました。そこには、やはり人間の機械ではない、化学だけではないものの力が発揮できると思うのです。

だから、ヒューマンエラーもありますけれども、ヒューマンの力を大いに発揮していただいて、これからも頑張ってくださいたいなど、一般

でおります私には思われました。よろしくお願いします。

○JESCO

ありがとうございます。

○座長

他にご意見、ありませんか。

○委員

資料 2-1 の 2 ページでご説明いただきました、処理促進策の②と③ですが、消極的な保管者、出し渋りの保管者、これは実際、どれくらいの件数があるのでしょうか。北九州の事業エリアの中で、もし分かれば、教えていただければと思います。ここに手続きの代行だとか、訪問して説得しているとかという記述がありますが、この件数が分かれば。

○JESCO

まず、17 県の対象エリアでの回答とさせていただきますけれども、大体、全体で 50 弱の保管者さんということのようでございます。

○座長

よろしいですか。他にはございませんか。なければ、次の説明に移らせていただきます。

それでは、環境省から説明をお願いいたします。

○環境省

私からは、「PCB 廃棄物の早期処理に係る国の取組」といたしまして、資料 3-1 でご説明をさせていただきます。

昨年度、法改正をいたしまして、期間内処分に向けて取組を加速化して、確実に処理を完了させるべく様々な施策を打っているところですが、本日、その内容について、ご説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目のところで、「周知・広報の取組について①」でございます。こちらにつきましては、昨年度の法改正及び基本計画の閣議決定計画への格上げをいたしましたことから、全ての省庁で取組を加速化しているところです。その一環といたしまして、関係省庁から、3 月末時点で 961 の業界団体に対しまして、PCB 廃棄物の処分期間内の早期処理に関して、文書にて周知徹底をしているところです。

また、環境省からチラシ 22 万部、またポスター 2 万部を印刷いたしまして、都道府県市、関係省庁及び関係団体において、共同配布、共同掲示をしていただきました。特に自治体の皆様におかれましては、このチラシを持って個別の訪問を行い、期間内の処理の徹底をお願いいただいているところでございます。参考に、資料右下にあるような、期限を明確に書いたもの、これまでにどういうことをしていただく必要があるのかということ、分かりやすくお示しするレイアウトにしていま

す。

3 点目に、新聞紙面を活用した周知ですが、3 月末の時点で、特に北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーについては、処分期間まで 1 年を切ったという状況です。その期間に合わせまして、全国紙（日経新聞）の突き出し広告ですとか、業界紙（日刊工業新聞）の全段広告を、これは全国に展開いたしまして、特に中国・四国・九州エリア 17 県におきましては、主要地方紙で全段広告を打っているところです。

また、テレビ等におきましても、政府広報のテレビ番組ですとか、北九州事業エリアの地方テレビ版、ラジオ等で放送いただいているところです。

1 枚おめくりいただきまして、引き続き「周知・広報の取組について②」です。

経済産業省、環境省及び JESCO による説明会、これは事業者の方々に向けての説明会ですけれども、こちらについて、今年度は特に開催回数を大幅に増加させて倍以上にし、全国 30 か所で実施する予定です。

説明内容といたしましては、環境省から PCB 廃棄物とは、そもそもそれはどういったものなのか、適正処理に向けて、どのような取組が必要なのかといったこと。また、経済産業省からは、関連いたします電気事業法についての説明。JESCO からは、高濃度 PCB 廃棄物処理の具体的な手続きの内容についての説明。また、併せまして経済産業省から、微量 PCB 汚染電気機器の洗浄方法についての説明をしております。この際に、JESCO から具体的に登録の内容について、より詳しく説明する、個別に相談できる場なども設けまして、説明をしているところです。

開催都市は、下に記載していますが、特に北九州事業エリアにおきましては、17 県全ての県で 8 月までに実施する予定です。また、全国におきましても、12 月までに残りの 13 か所を回ります。

続きまして、「政府の率先実行の取組状況」ですが、こちらは先ほどご説明いたしました閣議決定計画に基づきまして、各省庁も保管事業者として、自ら率先して処理を進めていくということで、取組を行っているところです。

この取組にあたりまして、まず各省庁が、それぞれ PCB 廃棄物の処理の実行計画を策定することとしておりましたが、3 月末時点では概ね全ての省庁で実行計画の策定が完了し、公表済みです。特に、高濃度 PCB 廃棄物については、早期の処理委託を実施する方針で、その処理状況については、各省庁において毎年度公表することとしております。特に、この北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーにつきましては、概ね処理は完了している状況ではありますが、最終的な確認といたしまして、今年度中に早期に処理を終えるように各省庁で取組を進めているところです。

今後の方針といたしましては、関係省庁連絡会議におきまして、進捗状況の確認をしながら、今後の使用製品の廃棄や廃棄物の処分委託を含めて、実施状況を定期的に取りまとめて公表していくこととしております。北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーについては、遅くとも秋

頃までに取組状況をまとめて、この際までには完了に向けての取組を進めていくことになっております。また、率先して取り組んでいくという趣旨を鑑みまして、各省庁で実施している最終的な確認を含めて、期限内の処理の完了について、それぞれの省庁でしっかりと相互に確認をしながら、取組を進めていくことにしております。

次のページに進んでいただきまして、北九州事業対象地域の処理完了に向けた取組に特化したご説明です。

まず、この処理に向けましては、PCB 特別措置法、電気事業法に基づいて最終的な確認として、最終的な掘り起こし調査をできる限り早く完了するため、都道府県市、経済産業省の出先機関であります産業保安監督部と環境省、JESCO で連携して取り組んでいきます。この取組の進捗管理を行うことが重要と考えております。

参考といたしまして、3月末時点で、このエリアの県と政令市を合わせまして、北九州市も含めると 37 ございますけれども、それぞれの掘り起こし調査の進捗状況を確認しております。これは、変圧器・コンデンサーを設置している事業者に対して、その変圧器・コンデンサーに PCB が含まれているか否かの調査が終わった割合といたしましては、進捗率として 71%から、何らかの回答を得ているという状況です。こういった状況を次の 9 月までに、もう一度進捗状況を取りまとめ、おおよそこういった確認は終えているというよう取組を進めたいと考えております。

また、これで明らかになったものにつきましては、今なお、使用中の物というのもございます。これにつきましては、処理に先立ちまして、廃棄をしていただく、使用の廃止をしていただく必要があります。これにつきましては、JESCO での処理量の平準化に配慮するため、できるだけ早く、遅くとも 11 月末までに JESCO に対する手続きが着手できるよう、産業保安監督部から電気事業法に基づきまして指導を行うことになっており、まず、最初に文書の通知を行ったところがございます。これを受けまして、個別の指導を現在既に開始をしている状況でございます。

また、その中で見えてきます、先ほど 50 件とあり、もう少し減らしていく見込みで考えておりますけれども、処分委託の見込みのない者に対しては、来年度以降は行政処分、強制的な手段も用いて処理を進めていくということになりますので、年度後半からは、それを見据えた強力な指導をしていくことになろうかと思っております。そして、来年度以降、処分期間を終えた後は PCB 特別措置法に基づく行政処分を行い、計画的処理完了期限までの処理を終えるために、厳正な対処をしていくこととなります。

これを行うにあたりまして、下の段にございますが、環境省地方環境事務所における体制強化を行っているところです。

今まで申し上げてきたとおり、期限内処分に向けて、さまざまな取組をしております。この一環といたしまして、この北九州事業エリアにおきましては、九州地方環境事務所、これは熊本と福岡にございます。ま

た、中国四国地方環境事務所、岡山と高松にございますが、こちらに計7名の定員を配置いたしまして、PCB 専属の担当としてこの処理の指導に当たるといことで体制を組んでおります。

また、安定器の処理エリアにあたります近畿地方環境事務所、中部地方環境事務所にも、それぞれ1名のPCB 担当の専任をいたしました。また、これ以外にも既存の職員が兼任でPCB の業務を担当している状況です。また、環境省としては、今後もこの体制を全国に拡大していくということで、期限内処理に向けて取組を進めていきたいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、この九州・中四国の地方環境事務所における取組の状況について、簡単にご説明をさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、この4月から体制を増強して、主に以下の業務を開始しているところです。

まず1つ目に、関係機関との連携強化として、JESCO の北九州事業エリアの37 区市について、まず地方環境事務所から、区市それぞれに主担当・副担当を決定し、密に連携が取れる体制を構築しております。今年度に入って、現時点においては既に1回以上訪問して、直接相対で話をしながら、連携の強化をしているところです。また、JESCO 北九州事業所及び北九州市と定例の会議をもちまして、進捗状況を密に共有しながら、また情報を共有して、事業者の指導に当たっているところです。また、産業保安監督部とも連携を強化しまして、情報共有、特に使用製品の廃止ですとか、その後の廃棄物の速やかな処理に結び付くための連携を強化しております。

2 点目に、「区市が実施する掘り起こし調査に対する支援」です。先ほど、71%まで進捗していると申し上げましたが、9月末までに目途を立てるために、それぞれの区市の進捗状況のフォローアップを行っております。また、アンケートで調査をした際に、アンケートが届かない事業者に対する追跡調査の支援ですとか、JESCO との共同での、実際の訪問作業、確認作業や登録作業の支援といったところを実施しております。また、自治体の皆様と現地調査に同行しまして、そもそもこれがPCB 廃棄物に該当するのかといった判別の技術的な助言というのを行っております。

3 点目に、さまざまな疑問、質問に対しての相談窓口の役割も果たしているという状況でございます。

以上が、体制面のご説明でございますけれども、予算面でもPCB 処理を促進するために、さまざまな予算を用意しております。今年度の予算の概要でございます。

下の7ページと書いているスライドが、全体の予算の内容ですが、主に変更のある点を、以降のページでご説明させていただきます。

1枚お進みいただきまして、「PCB 廃棄物適正処理対策推進事業」です。平成29年度予算は1億4,200万円ということで、平成28年度2次補正で1億9,800万円の予算、こちらの予算を一部繰り越しまして、合わせて現在実施をしているところです。資料の文字が非常に細かくて、恐縮ですが、具体的な内容といたしましては、下にございます「PCB 廃棄物

等の掘り起こし調査の効率化・加速化支援業務」として実施しているところと
ころです。

こちらにつきましては、今年度の5月から、産業廃棄物処理振興財団に請負業務を発注しております。こちらは主に、都道府県市が掘り起こし調査を速やかに完了するために、様々な支援しております。

大きく5つの支援を用意しており、まず1つ目はPCB全般に関する相談窓口の設置による支援です。こちらはあまねく広く、さまざまな問い合わせがあるところを、自治体の職員に成り代わって、またはそれをサポートする形で回答するという窓口を設置しております。

2点目は、都道府県市が掘り起こし調査を実施する際、特にアンケートを送付した直後は問い合わせが殺到いたしますので、それを自治体職員と並行して、実際に調査表を間違いなく記入できるようなサポートをする専用窓口を用意しております。

3点目は、都道府県市が実施する現地調査、立ち入り検査に対する支援ということで、こちらについては専門家を派遣いたしまして、実際に現地の同行し、PCB廃棄物の判別に対する技術的な助言を行っております。また、自治体担当者向けの説明会も開催いたしまして、特に県などで出先機関、保健所の方々にこういった立入検査に回っていただくのですけれども、それに先立ち説明会をすることで、PCB廃棄物の判別についての専門的な知見を身に付けていただいております。

最後に、事業者向けの説明会に対する支援ということで、国が実施します説明会以外にも都道府県市が主催する説明会など、いろいろな所で開催いただいております。こちらに、講師として専門家を派遣することで、事業者の皆様への速やかな理解への促進につなげているというものです。

次に進んでいただきまして、「PCB廃棄物対策推進費補助金」です。こちらは、昨年度から1億円増額で予算が確保できております。この増額分につきましては、来年度以降から発生いたします行政代執行による支援の基金の積立を開始するというもので、仮に事業者が不存在などで処分が難しいPCB廃棄物についても、間違いなく処分していくための措置を講じていくところです。

2つスライドを飛ばしていただきまして、13のスライド、次のページの下のところですが、「LED照明導入促進事業」は、昨年度から新規事業で開始をされたものです。事業自体は昨年度からございますけれども、大幅増額をいたしまして、右下の「2. PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業」というものを、新規に開始しております。こちらは、今なお使用されるPCBを含んだ照明器具をLEDに交換していただくことで、CO2の削減とPCBの早期処理の同時解決をしていただく。そのための、照明器具の交換費用、工事費用に対して、2分の1の補助をするということで、処理の推進に努めていただくというものです。

最後のページにいただいていただきまして、上のスライドは、今、ご説明したような内容の詳細です。その下に、今年度から新たに開始する、処理に当たった負担の平準化のための措置です。「日本政策金融公庫に

おける貸付制度」で、こちらにつきましては、高濃度 PCB 廃棄物に限らず、低濃度 PCB 廃棄物についても、これら进行处理する上でかかる費用についての、長期の貸付を行うという制度が開始されております。こちらは、下の図にございますように、保管費用や運搬費用、処分費用に対しまして、右下にありますような貸付利率で、低利に長期の運転資金が貸し付けられるということで、これにより、補助ではありませんが、費用負担を分散いただいて処理を速やかに進めていくため、取組をしているところです。

環境省からの説明は、以上です。

○座長

引き続き、北九州市のほうからの説明をお願いします。

○北九州市

それでは、前回の監視会議以降の本市の取組及び今後実施予定の取組につきまして、お手元配布資料の 4-1 に沿ってご説明をさせていただきます。

まず 1 番目の「処理の安全性の確保」という部分でございますが、輸送路の安全対策事業について、PCB 廃棄物の安全な輸送を確保するために、昨年度から実施しておりましたけれども、若戸大橋の改修については、今月末に完了予定でございます。また、臨港道路の補修工事につきましては、翌年、平成 30 年の 1 月完了予定でございます。

続きまして、JESCO 北九州事業所に対する本市の監視指導につきましては、一昨年に発生いたしました排ガス中ベンゼン濃度の環境保全協定の協定値超過事案以降、毎月ペースでの事業所立入検査、それから事業所等運転会社による会議への毎月参加を通じまして、全てのリスク情報を把握するなど、監視指導体制を強化してまいりましたけれども、引き続き実施をしてございます。

次に、「2. 期間内での確実な処理」でございます。処理期限内の 1 日も早い高濃度 PCB 廃棄物の処理の完了に向けまして、まず、今月 26 日に関係の 68 自治体の参加で、西日本広域協議会というものを開催いたします。これは毎年、年 2 回開催してございます。参加自治体からは、期間内処理に向けた掘り起こし調査等の取組状況の報告、それから、本市からは参加自治体に対して、処理期限内の処理完了を確実なものにするために、なお一層の取組強化について要請する予定でございます。

併せまして、今年度当初から、処理期限の延長に際しまして、新たに本市で処理をすることとなりました、近畿・東海地区の安定器等の処理につきまして、この近畿・東海エリアの 31 自治体に対しまして、私ども職員が個別に訪問をいたしまして、関係自治体の掘り起こし調査、それから処理完了までのスケジュールなど、取組状況につきましてヒアリングをさせていただきます。なお一層取組強化について要請をしてございます。その際に、安定器につきましては、平成 33 年度末の処理期

限ということで、あと4年ありますけれども、自治体に対しましては、まだ4年あるのではなく、もう4年しかないという意識付け、それから、掘り起こし調査というのは、あくまで処理完了に向けた第1フレーズでしかない。それからが大事なのですよという意識付けを、特に申し上げております。

さらに、本市のPCB処理計画に必要な協力が得られない場合につきましては、受入れの拒否もあるということなど、厳しく臨んでいくことの意味表示をしてございます。これにつきましては、今月中には、対象の31自治体、全て終わる予定でございます。

次に、「3. 地域の理解」という部分でございます。これにつきましては、従来から実施してございますけれども、PCB処理に関する情報を広く市民の皆様にお知らせするという観点から、既存の情報発信施設、若松区の明治町銀天街にございます環境コミュニティセンターや、専用のホームページ等を活用いたしまして、引き続き、きめ細かく情報発信を行ってまいります。

また、昨年PCB特措法の改正、施行によりまして、変圧器・コンデンサーにつきましては、今年度末までにJESCOとの処理委託契約を締結することとされていますから、高濃度PCB廃棄物の処理促進について発信していくため、今月の25日に「PCB処理完遂への展望」と題しまして、廃棄物資源循環学会様の主催本市共催によりまして、シンポジウムを開催する予定にしております。

最後に、「4. 取組みの確実性の担保」という部分でございます。昨年のPCB特措法改正を踏まえまして、本市の処理計画につきましても一部改定をしております。主な改定内容につきましては、先ほど環境省のほうからもご説明がございましたけれども、自治体に対しまして、処理期限内に処理の委託契約を締結しない事業者に対する改善命令、行政代執行の権限が賦与されたこと、それから、使用中機器の使用中止期限が定められたので、これに対する速やかな中止要請ができること等を盛り込んでございます。

また、市内約2万6,000事業者に対しまして、法改正の内容周知に加えまして、万が一の総ざらいの第2弾策といたしまして、高濃度PCB廃棄物等に係ります把握、処理の再確認について、文書発送によりまして要請をしております。

続きまして、市内の私立の短期大学において発生いたしました、PCB含有蛍光灯安定器の破裂事故についてご報告いたします。資料4-2をご覧ください。

事案の概要でございますけれども、本年5月30日に市内の西南女学院短期大学の実習室におきまして、高濃度PCB含有の蛍光灯安定器が破裂いたしました。本市には、6月2日に報告がございまして、直ちに現場に立入検査を行いました。破裂に際し発生した汚染物等の処理につきましては、適切に行っているということにつきまして、確認をしております。なお、この事故におけますPCBの周辺環境への漏洩、人体への健康影響については、確認はされてございません。当該、学校につきまし

ては、あらためて PCB 含有機器の有無について、関係施設につきまして全数調査を行うように指導するとともに、今回破裂した蛍光灯安定器につきましては、速やかに処理をするように指導してございます。

併せまして、福岡県の私学担当課を通じまして、県下の私立学校に対しまして、あらためて注意喚起をしていただくように要請をしてございます。

私からのご報告は、以上でございます。

○座長

ただ今の環境省及び市からの説明について、コメント等ありましたら、よろしく願います。

○委員

環境省の資料でお伺いします。周知広報というのは、早期処理に取りましては大変重要だと思いますけれども、こういうポスターを掲示したりというのをされているということなのだと思いますけれども、1点、ちょっと気になったのは、テレビの影響というのはかなり大きいと思うのですけれども、BSはBSですし、地方はこの愛媛県というのは、特に理由はあるのでしょうか。自治体は、かなり広域化していますので、それこそ電化製品とかで回収が必要であれば、しつこいほどコマーシャルしたりというのは、前あったのですけれども、この地方1局で、これも5月のみという、他がどうされているのかが分からないのですけれども、これはどういう理由からなのでしょう。

○環境省

おっしゃるとおり、広報は非常に重要だと考えておりまして、昨年度の取組だけ、実績としてご紹介させていただきましたが、昨年度は、まず極力皆さんの目に触れていただくということで、また、限られた予算の中で対応するというところで、地方新聞の主要紙に全段広告を打たせていただくというところに注力させていただきました。それに併せまして、これは愛媛県に限らず、このエリア全地方テレビ局に対してプロモーション活動を行いまして、こちらは取材媒体ですとか、色々なものを作成して、あくまでテレビ局の判断として、それを特集として取り上げていただけるかどうかというところでの対応ということになって、結果としては、このような状況に現在は収まっているという状況です。

今年度におきましては、まだ予定ではありますが、様々な自治体の皆様ですとか、いろいろなご要望を頂いておりまして、広報活動は、特にテレビが、やはり重要であろうということのご指摘を頂いておりますので、そういったところも踏まえて、限られた予算の中でどのような対応ができるか検討していきたいと思っております。テレビは非常に重要だということころは、認識はしております。ありがとうございます。

○委員

では、こちらからの広報ということではなくて、これは相手方に取り上げていただいたという、事例ですか。

○環境省

こちらはそうです。

○委員

であれば、こちらからの投げ掛けるのは大事だと思いますので、ぜひご検討をお願いいたします。

○環境省

はい、ありがとうございます。

○座長

他に、ございませんか。

○委員

先ほど、PCB 含有のないものも数多くとおっしゃっていましたが、今回の西南女学院短期大学のように、業者の見落としという PCB も、今後きっと出てくるような気もしますので、古い建物に注意喚起をなさるのもいいですが、もう一度、業者への指導も徹底したほうがいいのではないかなと思います。

○座長

市のほうから、お願いします。

○北九州市

ご指摘、ありがとうございます。ただ1点、修正をさせていただきたいのですが、今回の西南女学院短期大学の事例については、業者の見落としということでは、厳密に申し上げますと違まして、私ども市といたしましては、各事業様宛てには、必ず全数で調査してくださいということで、ずっと言ってまいりました。ただ、結果として、西南女学院短期大学につきましては、サンプリング調査を業者に指示をしていたのです。なので、業者は言われたとおりに調査をしたと。結果、調査漏れがあったということなので、あらためて私どものほうから全数調査を再度してくださいという指示をしております。

○委員

では、この記事はちょっと違うということですね。この書かれ方は、いかにも業者が見落としのような書かれ方かたをしていますけれども、分かりました。

○座長

はい、他にございませんか。

○委員

行政処分のところについて、教えてください。処分委託の見込みのないものに対して、来年度行政処分を見据えて活動するという風に書かれています。行政処分の内容ですか。改善命令をして、代執行をして、なおかつ言うことを聞かないといいますか、なかなか対応しない業者に対して費用とか、それから、業者の出費とか、こういった義務が生じるのかという点を教えてください。

○環境省

まず、そういった強制的な行政処分に至らないように、行政指導レベルで、今年度後半、特に強力に指導していくということが重要だということを大前提といたしまして、来年度、行政処分として実施できることを申し上げますと、まず改善命令というのは、期限を定めて必要な措置を講じるよう命令できることになってございます。具体的には、JESCOに、速やかに処分委託を契約していただくことになり、この命令に違反した場合には罰則がございまして、この命令に違反して、行政として取り得る全ての措置を講じて、なお実施していただけないという状況が確認できた場合には、行政による代執行をするということになっておりまして、これは行政が保管事業者に成り代わって JESCO に処分委託をして、PCB 廃棄物を処分するということになります。

こちらにおいてかかった費用については、保管事業者に対して求償ができるということになっておりますので、行政が成り代わって実施した費用についても、保管事業者に支払っていただくということになります。

○委員

ありがとうございました。

○座長

他に、ございませんか。

○委員

今の PR 等で、例えば、この PCB の問題というのは非常に歴史的な事柄ですし、私は、環境省は非常に頑張っただけでここまで来たと思うのですけれども、こういうのは NHK 等で、何かこういう特集的に番組を編成するとか、そういうことをして国民の周知度を高めていくという必要は大いにあると思うのです。この環境の問題について、それなりに、やはり一番影響があるのは NHK だと思うのですけれども、そういうところに対する働き掛けとか、何か動きみたいなものはあるのでしょうか。

○環境省

先ほど申し上げましたプロモーションについては、当然ながら NHK も含めて、メディアの方々にも関心を持っていただけるような形でさせ

ていただいておりますが、引き続き、今のようなご支援もいただいたところで、我々としても、情報発信をしっかりとやっていきたいと考えております。

○座長

他にありますか。

私から1点だけ、PCB使用機器のLED化による補助のお話ですけれども、要するに、結局、今までPCBの処理に出してこれなかった方が対象ですよ。早期に出してしまった方は、対象じゃなくなるというのは、ある意味で行政の公平性に欠ける施策ではないかという不安があるのですけれども、その点はどういう位置付けで考えられていますか。

○環境省

その点は、行政として非常に慎重にならなければならないところである一方、PCB廃棄物を期限内に確実に処理をするべく、どういう施策が講じられるかというところを検討しております。

この施策につきましては、PCB廃棄物の処分費用は、一切この補助には含まれておりません。取り外したものを契約していただいて、収集運搬費用を払って処理をしていただくというところについての費用には、補助は入っておりません。あくまで、こちらはLEDに交換していただくということで、CO2の削減にも資するという施策ということで、両方の取組を解決していくということでの補助でございますので、LEDの機器を購入し、取り付けるための費用というところでの補助ということになっております。

それでも、早期に処理を協力いただいた方々が思うところというのはあるかとは思いますが、冒頭申し上げたとおり、それでも期限内処理に向けて、何かできることというところで考えているところでございます。

○座長

他に、何かありますか。どなたか。

なければ、今日の議事は終了させたいと思います。

○事務局

委員の皆様におかれましては、熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございます。本日賜りましたご意見につきましては、今後の北九州PCB処理事業に対する監視指導に、しっかりと生かしてまいりたいと存じます。

ここで、最後に環境省から一言ご挨拶をお願いいたします。

○環境省

本日は、監視会議ということで、大変ご多忙の中、委員の方々におかれましては、午前中からJESCOまで視察していただきまして、大変あり

がとうございました。また、忌憚のない活発なご意見、さまざまな視点からいただきまして、非常に参考になったことが多かったように思います。

この PCB の処理事業につきましては、ご地元のご理解とご協力の上で成り立っているというものでございます。我々としてもしっかり肝に銘じて、事業を進めてまいりたいと考えてございます。

今日は、環境省からも色々説明させていただきましたけれども、環境省としても体制の充実強化というものも図っておりますし、あと予算面でのことでも、また、この事業は、環境省、北九州市、JESCO、さらに各都道府県市のご協力の上に成り立っている事業でもございますので、しっかり連携を取りながら進めてまいりたいと思います。

今日は、福岡事務所からも来てございますけれども、環境省の本省で今週の 7 月 14 日に組織変更がございまして、今まで廃棄物・リサイクル対策部の産業廃棄物課ということで進めてまいりましたけれども、7 月 14 日付で廃棄物・リサイクル対策部が、福島復興の関係の事業と併せて、環境再生・資源循環局となる予定です。課も再編になりまして、産業廃棄物課が廃棄物規制課という課になります。課長に加えまして、企画官ポストも他の業務との併任ではございますけれども、できることになりまして、本省のほうも体制強化ということで、引き続き取り組ませていただければと思います。

本日は、誠にありがとうございました。また、引き続きのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。それでは、次回の開催時期につきましては、関係者と調整させていただいた上で、決めさせていただきたいと思えます。

それでは、以上をもちまして、「第 38 回北九州市 PCB 処理監視会議」を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。

〔終了〕